

別表六(一)

「所得税額の控除に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、法人が当期中に支払を受ける利子及び配当等並びに懸賞金等及び償還差益について課された所得税の額について、法第 68 条第 1 項《(所得税額の控除)》(復興財源確保法第 33 条第 2 項《(復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等)》)の規定により復興特別所得税の額を所得税の額とみなして適用する場合を含みます。)の規定により当期の所得に対する法人税の額からその所得税の額の控除を受ける場合に使用します。

2 記載の手順

この明細書を記載する場合には、その記載に先立って別表六(一)付表を記載する必要があります。

3 各欄の記載要領

欄		記 載 要 領	注 意 事 項
平成 28 年 1 月 1 日前に支払を受ける利子及び配当等に係る所属税額の控除に関する明細	「公社債の利子等 2」	公債又は社債の利子のほか、割引債に係る償還差益がある場合には、その償還差益を含めて記載します。	
	「集団投資信託（合同運用信託を除く。）の収益の分配 4」	証券投資信託の収益の分配の額のうち、措置法第 67 条の 6 第 1 項《(特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例)》に規定する特定株式投資信託の収益の分配の額がある場合には、その額を上段に内書として記載します。	
	「その他 5」	所得税法第 174 条第 3 号から第 10 号まで《(内国法人に係る所得税の課税標準)》に規定する給付補填金、利息、利益、差益、利益の分配及び賞金の支払を受けた場合並びに懸賞金等の額及びみなし配当等の額がある場合に、それらの金額を記載します。	この内訳は、別表六(一)付表の「平成 28 年 1 月 1 日前に支払を受ける利子及び配当等に係る所得税額の控除に関する明細」の「その他に係る控除を受ける所得税額の明細」に記載します。
	「収入金額①」の各欄	当期中に支払を受ける金額（所得税及び復興特別所得税込みの金額をいい、利子等については当期末までにその利払期の到来しているものに、配当等についてはその支払のために通常要する期間内に支払を受けることが見込まれるものに限り、以下同じです。）のうち、平成 28 年 1 月 1 日前に支払を受けるものを記載します。	
	「①について課される所得税額②」の各欄	当期中に支払を受ける金額のうち、平成 28 年 1 月 1 日前に支払を受けるものについて課される所得税及び復興特別所得税の額を記載します。	
	「②のうち控除を受ける所得税額③」の各欄	(1) 「預貯金の利子及び合同運用信託の収益の分配 1」及び「その他 5」には、「①について課される所得税額②」の金額をそのまま記載します。 (2) 「公社債の利子等 2」、「剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配（みなし配当等を除く。） 3」及び「集団投資信託（合同運用信託を除く。）の収益の分配 4」には、利子配当等の計算期間のうち元本を所有していた期間に対応する部分の額のそれぞれの合計額を、別表六(一)付表の「公社債の利子等、剰余金の	

欄		記 載 要 領	注 意 事 項
		配当、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配(みなし配当等を除く。)又は集団投資信託(合同運用信託を除く。)の収益の分配に係る控除を受ける所得税額の計算」の「個別法による場合」又は「銘柄別簡便法による場合」のいずれかの方法により計算して記載します。	
平成 28 年 1 月 1 日以後に支払を受ける利子及び配当等に係る所属税額の控除に関する明細	「集団投資信託(合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託を除く。)の収益の分配 9」	証券投資信託の収益の分配の額のうち、措置法第 67 条の 6 第 1 項に規定する特定株式投資信託の収益の分配の額がある場合には、その額を上段に内書として記載します。	
	「その他 11」	所得税法第 174 条第 3 号から第 10 号までに規定する給付補填金、利息、利益、差益、利益の分配及び賞金の支払を受けた場合並びに懸賞金等の額及びみなし配当等の額がある場合に、それらの金額を記載します。	この内訳は、別表六(一)付表の「平成 28 年 1 月 1 日以後に支払を受ける利子及び配当等に係る所得税額の控除に関する明細」の「その他に係る控除を受ける所得税額の明細」に記載します。
	「収入金額①」の各欄	当期中に支払を受ける金額のうち、平成 28 年 1 月 1 日以後に支払を受けるものを記載します。	
	「①について課される所得税額②」の各欄	当期中に支払を受ける金額のうち、平成 28 年 1 月 1 日以後に支払を受けるものについて課される所得税及び復興特別所得税の額を記載します。	
	「②のうち控除を受ける所得税額③」の各欄	(1) 「公社債及び預貯金の利子、合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託の収益の分配並びに特定目的信託の社債的受益権の金銭の分配 7」及び「その他 11」には、「①について課される所得税額②」の金額をそのまま記載します。 (2) 「剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配(みなし配当等を除く。) 8」、「集団投資信託(合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託を除く。)の収益の分配 9」及び「割引債の償還差益 10」には、配当等の計算期間のうち元本を所有していた期間に対応する部分の額のそれぞれの合計額を、別表六(一)付表の「剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配(みなし配当等を除く。)、集団投資信託(合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託を除く。)の収益の分配又は割引債の償還差益に係る控除を受ける所得税額の計算」の「個別法による場合」又は「銘柄別簡便法による場合」のいずれかの方法により計算して記載します。	

(注) 道府県民税利子割額は、この明細書には記載しません。

4 根拠条文

法 68、令 140 の 2、平成 25 年 5 月改正前の令 140 の 2、平成 25 年 5 月改正令附則②、措置法 3 の 3 ⑤、6 ③、8 の 3 ⑤、9 の 2 ④、41 の 9 ④、41 の 12 ④、41 の 12 の 2 ⑦、措置法令 26 の 10 ③、26 の 11、措置法規則 19 の 4 ②～④、復興財源確保法 33 ②、復興特別所得税に関する政令 13 ②